

上尾市告示第 2 4 6 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、
広告物及び掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり
公示する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

上尾市長 畠 山 稔

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年7月3日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 番 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	6	市民体育館通り	9時00分 ～ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	0	夕日が丘通り	9時50分 ～ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	0	B S 通り	10時30分 ～ 11時10分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	2	べにばな通り	11時10分 ～ 12時00分 ころ	1
5	立看板、はり札、 はり紙	4	市役所通り	13時00分 ～ 13時50分 ころ	0
6	立看板、はり札、 はり紙	0	第二産業道路	13時50分 ～ 14時50分 ころ	0
7	立看板、はり札、 はり紙	0	運動公園通り	14時50分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	0	ニッサン通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	0
合計		12			1

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年7月16日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 番 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	2	ニッサン通り	9時00分 ～ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	0	夕日が丘通り	9時50分 ～ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	3	市民体育館通り	10時30分 ～ 11時20分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	0	B S 通り	11時20分 ～ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、 はり紙	8	べにばな通り	13時00分 ～ 13時50分 ころ	2
6	立看板、はり札、 はり紙	0	第二産業道路	13時50分 ～ 14時50分 ころ	0
7	立看板、はり札、 はり紙	0	中山道	14時50分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	0	はなみずき通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	0
合計		13			2

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年7月30日			
保 管 の 場 所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整 理 番 号	名称又は種類	数 量	放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 日 時	備 考
1	立看板、はり札、 はり紙	0	市民体育館通り	9時00分 ～ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、 はり紙	2	夕日が丘通り	9時50分 ～ 10時40分 ころ	0
3	立看板、はり札、 はり紙	0	浅間通り	10時40分 ～ 11時30分 ころ	0
4	立看板、はり札、 はり紙	0	B S 通り	11時30分 ～ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、 はり紙	10	べにばな通り	13時00分 ～ 14時00分 ころ	2
6	立看板、はり札、 はり紙	0	市役所通り	14時00分 ～ 14時30分 ころ	0
7	立看板、はり札、 はり紙	0	第二産業道路	14時30分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、 はり紙	0	ニッサン通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	0
合計		12			2